

令和7年4月分（4件）

①【子育て支援について】

内容	東京から転入してきました。自然豊かでよいところだと思いますが、子供の遊び場、特に室内の施設が少なく、子育てがしづら いと感じました。ショートステイの制度など働く親がもっと子育てしやすい制度、環境を整えてほしいです。公園にも遊具がもっと 増えるといいです。 【R7.4.3受理】
回答	この度は、「市長への手紙」をいただきありがとうございます。館山市が設置している子育て支援の施設には、屋根付き公園と して平成21年のオープン以来、延べ38万人を超える子育て世帯の皆様に御利用いただいている「館山市元気な広場」が あります。元気な広場は、0歳から未就学児までの小さなお子さんの遊び場であるため、全面クッションフロア仕様（床暖房） で小さなお子さんが思い切り走りまわることができる十分な広さがあります。子育て親子が楽しめる様々なイベントも開催して おり、親子の交流の場としても好評をいただいております。また、令和7年4月から365日利用可能な「認定こども園OURS （アワーズ）館山」を開園し、朝5時半から夜9時半までの長時間の「延長保育事業」、在園児が保育中に体調不良に なったときに一時的に預かる「病児保育事業」、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を預かる「一時預かり事業」など を開始し、子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。なお、主な公園としては、城山公園や北条中央公園には、砂場や 芝生広場のほか木製複合遊具やブランコ、すべり台などを設置しており、また、千葉県立館山運動公園では、子供たちが全身 を使って遊ぶことが出来るアスレチック遊具などが取り揃えられています。今後も、親子共々楽しんで御利用いただく施設として、 できる限り公園遊具の充実にも努めていきます。館山市は、「誰もが住んでいてよかったと思えるまち」を目指して日々取り組んで います。今後も、未来を担う子どもたちが楽しく遊べ、保護者が安心して子どもを遊ばせることができる環境の充実に取り組んで まいります。この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 【R7.4.15回答】

②【城山公園の桜ライトアップについて】

内容	4月5日19時に城山公園の夜桜を見に行ってきた。ライトアップも知ってました。残念ながらライトアップ部が少なくて真っ 暗な桜が大半、アスレチック部、博物館行きの道など。テキ屋も出店して、他県ナンバーの観光客がかなり多い状況でした。とて も残念でした駐車場もいっぱいでした。城山公園をもっとアピールしてください！ 【R7.4.7受理】
回答	市長への手紙を拝見いたしました。この度は、城山公園へご来場いただき、誠にありがとうございました。城山公園に来られた 日は天候も良く、桜の見ごろ時期とも重なり、館山市内外から多くのお客様が訪れて大変な賑わいを見せていた状況です。ご 指摘をいただきました桜へのライトアップにつきましては、城山公園の指定管理者とともにエリアをより拡大できるように設置方法 等を再検討し、利用される方々に夜桜をご満足いただけるように努めてまいります。今後も、市及び城山公園を管理している 事業者のホームページやSNS等で当該公園の魅力を更にPRしてまいります。この度は、貴重なご意見をいただき、ありが とございました。 【R7.4.14回答】

③【産後ドゥーラの導入及び養成講座受講料補助事業のご提案について】

内容	産後ドゥーラを導入している自治体が増えているとニュースで見ました。興味があり、導入している自治体と提携している施設 を見ると、館山市の産院が提携していました。子育てしやすい環境を作り、親が孤立をしないようにするためにも産後ドゥーラの 導入を検討していただきたいです。また、それに伴い、産後ドゥーラの養成講座の受講料の補助も検討していただけると、支え 手の人数も増えるのではと考えます。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。 【R7.4.16受理】
回答	「市長への手紙」を拝見いたしました。館山市では、出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安 心して子育てができる支援体制を確保するため、産後ケア事業を行っています。この事業では、助産師などの専門職から、体 調管理などのサポートや、沐浴方法、授乳方法の指導、発育発達に関する助言など育児サポートを受けることができます。実 施方法は、実施施設でケアを受ける「宿泊型」及び「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。ご提案の産後 ドゥーラについてですが、産後ケアと同様に母親の心身のサポートを目的としていると承知していますが、産後ケア事業を行う事 業者の提供するサービスにおいても、同様のサポートを行っている場合もあることから、現時点での産後ドゥーラの導入、また、資 格取得の助成は検討していません。今後、利用者のニーズや、その導入の効果、また国家資格への移行などの動向を注視し ていきたいと考えています。この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 【R7.4.22回答】

④【償却資産税の送付先を変更する手続きが煩雑】

内容	ETaxで償却資産税の申告書を送付した際納付書の送付先を明記している。ところがここに書いた住所を無視し違うところに勝手に送ってくる。直すには送付先変更届けをこちらの郵送費負担で出せという。電子申告の意味がない。申告書に記載の住所を持って変更届けを提出したとみなせば済む話。電話に出た職員の杓子定規な対応も気分が悪い。 【R7.4.25受理】
回答	市長への手紙を拝見いたしました。「固定資産税納税通知書」の送付先変更の手続きについて、回答いたします。まず、固定資産税の納税義務者は、その固定資産の所有者であるため、原則として所有者の住所（所在地）に納税通知書を送付しております。この度、eLTax内で所有者の住所と別の送付先を明記していただいたということですが、現在、館山市においては「市税等に関する一切の送付先を変更する重要な書類」という観点から、納税通知書の送付先の変更の際には、注意事項を確認、同意をいただいたうえで市税等の送付先変更届を窓口または郵送等で提出いただいております。電子申告による手続きの簡素化の一方、紙の届出書による手続きがあることでご不便をおかけしますが、御理解の程、よろしくお願い申し上げます。この度は、貴重なお意見をいただき、ありがとうございました。 【R7.5.2回答】